

伊勢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 20 号

伊勢市児童館条例の一部を改正する条例

伊勢市児童館条例（平成 17 年伊勢市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 14 条とし、第 8 条を削り、第 7 条を第 13 条とし、第 6 条を第 12 条とする。

第 5 条各号列記以外の部分中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 11 条とする。

第 4 条第 3 号中「市長」を「市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（利用）

第 9 条 児童館の施設及び設備を利用しようとする者は、児童館に備付けの利用受付簿に所定事項を記入しなければならない。

（利用の停止）

第 10 条 市長等は、利用する者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、利用の停止をすることができる。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、児童館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせるものとする。ただし、伊勢市あさま児童センター及び伊勢市黒瀬児童センターは、市長が管理を行う。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務

- (2) 児童館の利用の承認に関する業務
 - (3) 児童館の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、児童館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (利用時間)

第6条 児童館の利用時間は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定める利用時間は、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。ただし、伊勢市あさま児童センター及び伊勢市黒瀬児童センターは、市長がこれを行うものとする。

(休館日)

第7条 児童館の休館日は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。ただし、伊勢市あさま児童センター及び伊勢市黒瀬児童センターは、市長がこれを行うものとする。

附則の次に次の別表を付する。

別表第1 (第6条関係)

児童館の名称	利用時間
伊勢市あさま児童センター	午前9時から午後5時まで
伊勢市黒瀬児童センター	
伊勢市中央児童センター	
伊勢市小俣児童館	午前11時から午後6時10分まで。ただし、夏休み及び冬休みについては午前8時30分から午後6時10分までとする。
伊勢市明野児童館	

別表第 2 (第 7 条関係)

児 童 館 の 名 称	休 館 日
伊勢市あさま児童センター	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）の翌日
伊勢市黒瀬児童センター	(2) 月曜日（ただし、前号に掲げる休日に当たる場合は除く。）
伊勢市中央児童センター	(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで (4) その他市長が特に必要と認めた日
伊勢市小俣児童館	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日及び振替休日
伊勢市明野児童館	(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市児童館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 21 号

伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 14 条とし、第 8 条を削り、第 7 条を第 13 条とし、第 6 条を第 12 条とする。

第 5 条各号列記以外の部分中「市長」を「市長又は指定管理者」に改め、同条を第 11 条とする。

第 4 条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（利用）

第 9 条 前条ただし書の規定により伊勢市御園こどもプラザを利用しようとする者は、伊勢市御園こどもプラザに備付けの利用受付簿に所定の事項を記載しなければならない。

（利用の停止）

第 10 条 市長又は指定管理者は、利用する者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、利用の停止をすることができる。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、放課後児童健全育成施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に放課後児童健全育成施設の管理を行わせるものとする。ただし、伊勢市御園こどもプラザは、市長が管理を行う。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務

- (2) 放課後児童健全育成施設の利用の承認に関する業務
 - (3) 放課後児童健全育成施設の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- (利用時間)

第6条 放課後児童健全育成施設の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市二見こども未来クラブ 放課後から午後6時までとする。ただし、学校休業日においては午前8時30分から午後6時までとする。
 - (2) 伊勢市御園こどもプラザ 午前8時30分から午後6時までとする。
- 2 前項に定める利用時間は、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。ただし、伊勢市御園こどもプラザは、市長がこれを行うものとする。

(休館日)

第7条 放課後児童健全育成施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日及び休日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日とする。）
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。ただし、伊勢市御園こどもプラザは、市長がこれを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市放課後児童健全育成施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 22 号

伊勢市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 10 条とし、第 6 条を削り、第 5 条を第 9 条とし、第 4 条を第 8 条とし、第 3 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開館時間）

第 6 条 センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第 7 条 センターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

附則の次に次の別表を付する。

別表（第 7 条関係）

名 称	休 館 日
伊勢市みなとデイサービスセンター	(1) 日曜日
伊勢市二見デイサービスセンター	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市心身障害者授産施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 23 号

伊勢市心身障害者授産施設条例の一部を改正する条例

伊勢市心身障害者授産施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 11 条とし、第 7 条を削り、第 3 条から第 6 条までを 4 条ずつ繰り下げ、第 2 条次に次の 4 条を加える。

（事業）

第 3 条 授産施設は、地域における心身障害者に就労及び生活交流の場を提供するとともに、そこに入所する心身障害者（以下「入所者」という。）に対し、それぞれの特性等に応じた必要な指導を行い、生活意欲の向上を図るため、次の事業を行う。

- (1) 生活指導 入所者の社会的自立を図るため、基本的な生活習慣の指導及び社会生活への適応に対する指導を行う。
 - (2) 作業指導 入所者の能力に応じた作業を通じ、働く喜びを持たせ、生活意欲の向上を図る。
- 2 指導訓練の種類及び方法については、市長が別に定める。

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、授産施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に授産施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 授産施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、授産施設の管理に関する事務のうち、

市長のみの権限に属する事務を除く業務

(就業時間及び休日)

第6条 授産施設の実業時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 授産施設の休日は、別表に掲げるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、就業時間及び休日を変更し、又は臨時に休日とすることができる。

附則の次に次の別表を付する。

別表(第6条関係)

名 称	休 日
伊勢市ひまわり授産所	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。) (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
伊勢市工房そみん	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の休日 (3) 年末年始(12月28日から翌年の1月4日まで) (4) 夏季(8月13日から8月15日までを含む連続した7日間) (5) その他市長が特に必要と認めた日

伊勢市小俣さくら園	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の休日 (3) 年末年始（12月28日から翌年の1月5日まで） (4) 夏季（8月13日から8月15日までを含む連続した7日間） (5) その他市長が特に必要と認めた日
伊勢市御薊しらぎく園	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 国民の休日 (3) 年末年始（12月28日から翌年の1月3日まで） (4) その他市長が特に必要と認めた日

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の伊勢市心身障害者授産施設条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 24 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 18 条とし、第 14 条を削る。

第 13 条第 1 項中「使用者」を「使用者等」に、「利用」を「使用等」に改め、同条第 2 項中「使用により」を「使用等により」に、「第 5 条」を「第 9 条」に、「使用許可」を「使用等の許可」に、「使用の停止」を「使用等の停止」に、「使用者」を「使用者等」に改め、「市」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第 17 条とする。

第 12 条第 1 項中「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に、「第 5 条」を「第 9 条」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「使用者等」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第 16 条とする。

第 11 条中「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第 15 条とする。

第 10 条中「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条を第 14 条とする。

第 9 条見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」を「使用料等」に、「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に、「市長」を「市長等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 8 条見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「市長」を「市長等」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第 12 条とする。

第 7 条見出し中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同条第 1 項中「使用者」を「使用者等」に、「別表第 2 に定める使用料」を「使用等にかかる使用料、利用料金」に改め、「規則で定める使用料」の次に「（以下「使用料等」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「市

長」を「市長等」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 使用料等は、別表第 2 に掲げる額とし、そのうち利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、第 1 項に定める利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第 7 条を第 11 条とし、第 6 条を第 10 条とする。

第 5 条見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「市長等」に、「第 3 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項又は第 2 項」に、「使用者」を「使用者等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条第 5 号中「市長」を「市長等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条見出し中「使用」の次に「又は利用」を加え、同条各号列記以外の部分中「市長」を「市長等」に改め、「使用」の次に「又は利用（以下「使用等」という。）」を加え、同条第 4 号中「市長」を「市長等」に、「使用」を「使用等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 3 条見出し中「使用」の次に「又は利用」を加え、同条第 1 項中「センター」を「第 3 条第 2 項各号に掲げるセンター」に改め、同条第 2 項中「市長」の次に「又は指定管理者（以下「市長等」という。）」を加え、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第 3 条を第 7 条とし、第 2 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるセンターの管理運営は、市長が行う。

- (1) 神社地区コミュニティセンター
 - (2) 宮本地区コミュニティセンター
 - (3) 浜郷地区コミュニティセンター
 - (4) 豊浜地区コミュニティセンター
 - (5) 北浜地区コミュニティセンター
 - (6) 城田地区コミュニティセンター
 - (7) 沼木地区コミュニティセンター
- （指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
 - (2) センターの維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- （開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、センターの図書室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項に定める開館時間は、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。ただし、第3条第2項各号に掲げるセンターは、市長がこれを行うものとする。

（休館日）

第 6 条 センター（図書室を除く。）の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

2 図書室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。ただし、第 3 条第 2 項各号に掲げる施設は、市長がこれを行うものとする。

別表第 2 中「（第 7 条関係）」を「（第 11 条関係）」に改め、同表に次の見出しを付する。

1 神社地区コミュニティセンター、宮本地区コミュニティセンター、浜郷地区コミュニティセンター、豊浜地区コミュニティセンター、北浜地区コミュニティセンター、城田地区コミュニティセンター及び沼木地区コミュニティセンターの使用料

別表第 2 に次の項を加える。

2 三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター、西コミュニティセンター及び光の街コミュニティセンターの利用料金

時 間 区 分	料 金
1 日当たり	5,000 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市地区コミュニティセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市中村会館条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 25 号

伊勢市中村会館条例の全部を改正する条例

伊勢市中村会館条例（平成 17 年伊勢市条例第 119 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 市民の福祉の向上を図るための集会施設として、伊勢市中村会館（以下「会館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 会館は、伊勢市中村町 898 番地に置く。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、会館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第 5 条 会館の利用時間は、午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第6条 会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければ
ならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とす
る。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を
付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利
用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館の施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利
用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは会
館の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正
の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなく
なったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 会館の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停
止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害

が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により会館の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館を利用することができない。

2 利用者は、会館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、会館の利用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、直ちに、利用場所及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者その他会館の施設に入館した者は、故意又は過失により会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市中村会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

伊勢市中村会館利用料金

時間区分 利用区分	午 前	午 後	夜 間	備 考
	8 時 ~ 12 時	12 時 ~ 17 時	17 時 ~ 22 時	
会館	3,000 円			

伊勢市朝熊ふれあい会館条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 26 号

伊勢市朝熊ふれあい会館条例の全部を改正する条例

伊勢市朝熊ふれあい会館条例（平成 17 年伊勢市条例第 120 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 人々のふれあいの場に供し、交流活動を通じた地域づくりの推進を図るための集会施設として、伊勢市朝熊ふれあい会館（以下「会館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 会館は、伊勢市朝熊町 1433 番地に置く。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、会館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第 5 条 会館の利用時間は、午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第6条 会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 会館の施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは会館の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 会館の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害

が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者に会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により会館の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館を利用することができない。

2 利用者は、会館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、会館の利用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、直ちに、利用場所及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者その他会館の施設に入館した者は、故意又は過失により会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市朝熊ふれあい会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

区 分	午前	午後	夜間	光 熱 費
	8時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	
会議室	3,000 円			ガス代（大型コンロ） 1日 2,000 円 冷暖房費 1時間当たり 400 円
和 室 （1部屋当たり）				

伊勢市平家の里利用施設条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 27 号

伊勢市平家の里利用施設条例の全部を改正する条例

伊勢市平家の里利用施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 121 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 地域の振興及び住民の生活文化水準の向上を図るため伊勢市平家の里利用施設（以下「施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用期間等）

第 5 条 施設の利用期間及び利用時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 施設の休館日は、毎週火曜日（その日が祝日の場合は、その翌日）とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（利用の許可）

第6条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が使用を不適當と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは施設の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他の不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。

- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 施設の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表第3又は別表第4に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 野外緑地広場、休憩所、水車小屋及び製炭がまの各施設の利用料金は、無料とする。ただし、製炭がまの施設については、製炭に要する費用の全部又は一部を利用者に負担させることができる。
- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により施設の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別

の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第 12 条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用することができない。

2 利用者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 利用者は、施設の利用に当たり、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、直ちに、利用場所及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 14 条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市平家の里利用施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

名 称	位 置
平家の里キャンプ村	伊勢市矢持町菖蒲 216 番地
農林漁業体験実習館	伊勢市矢持町下村 416 番地 3
野外緑地広場	伊勢市矢持町下村 340 番地
休憩所	伊勢市矢持町下村 341 番地
水車小屋	伊勢市矢持町下村 343 番地
製炭がま	伊勢市矢持町下村 313 番地

別表第 2 (第 5 条関係)

施設名	利用期間	利用時間
平家の里キャンプ村	7月1日から8月31日 まで	午後1時から翌日午前 10時まで
農林漁業体験実習館	1月4日から12月28日 まで	午前9時から午後10時 まで
野外緑地広場		
休憩所		
水車小屋		
製炭がま		

別表第 3（第 9 条関係）

平家の里キャンプ村利用料金

種目	単位	期間	利用料金
ロッジ	1 棟	1 日	5,150 円
テントサイト	1 区画	〃	1,030 円
毛布	1 枚	〃	200 円

備考 1 日とは、午後 1 時から翌日の午前 10 時までをいう。

別表第 4（第 9 条関係）

農林漁業体験実習館利用料金

利用区分	単 位	利用料金	
		施設	冷暖房
研修・作業室	1 時間当たり	720 円	610 円
調理実習室	〃	820 円	610 円
会議室(1)	〃	510 円	610 円
会議室(2)	〃	510 円	610 円
シャワー室	1 人 1 回につき	100 円	

備考 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

伊勢市二見健康管理増進センター条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 28 号

伊勢市二見健康管理増進センター条例の全部を改正する条例

伊勢市二見健康管理増進センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 125 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 地域住民の生活及び健康管理の向上と明るく豊かな地域づくりの増進を図るため、本市に伊勢市二見健康管理増進センター（以下「健康管理増進センター」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 健康管理増進センターは、伊勢市二見町松下 526 番地に置く。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、健康管理増進センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健康管理増進センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康管理増進センターの利用の許可に関する業務
- (2) 健康管理増進センターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康管理増進センターの管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第 5 条 健康管理増進センターの利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 健康管理増進センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、健康管理増進センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理増進センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 健康管理増進センターの施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 健康管理増進センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康管理増進センターの利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは会館の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 健康管理増進センターの利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第9条 健康管理増進センターの利用料金は、原則無料とする。

(目的外利用の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に健康管理増進センターを利用することができない。

2 利用者は、健康管理増進センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、健康管理増進センターの利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、直ちに、利用場所及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者その他健康管理増進センターの施設に入館した者は、故意又は過失により健康管理増進センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見健康管理増進センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 29 号

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の全部を改正する条例

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 140 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 農村地域資源を活用し、農村の活性化を図るため伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（以下「施設」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 施設は、伊勢市二見町松下 1335 番地に置く。

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用時間）

第 5 条 施設の利用時間は、午前 7 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 施設の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可について施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用の許可を取り消し、又は施設の利用を停止し、若しくは制限し、若しくは施設の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。

- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
 - (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 施設の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市長又は指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第 10 条 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(免除)

第 11 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第 12 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により施設の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用することができない。

2 利用者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 14 条 利用者は、利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 15 条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 10 条関係）

1 施設利用料金

室名	地域振興及び産業振興のために利用するとき	その他
研 修 室	2 時間 500 円	2 時間 2,000 円

備考 1 冷暖房利用のときは、それぞれの利用料金の 60 パーセントを加算する。

2 照明設備の利用料金は、1 時間につき 150 円とする。

2 設備器具利用料金

設備器具名	1 回の利用料金
ビデオプロジェクター	550 円
拡声装置	550 円